

泉保育所必要面積一覧表

施設総面積 (303. m²) ※屋外以外

- 1 保育室 4 (1部屋 30 m²以上)
 - 2 ほふく室 1 (30 m²以上)
 - 3 遊戯室 1 (70 m²以上)
 - 4 調理室 1 (25 m²以上)
 - 5 トイレ 3 (男児 10 m²以上 2歳未満用 2歳以上用)
(女児 12 m²以上 2歳未満用 2歳以上用)
(職員等 7 m²以上) 同等
 - 6 事務室 1 (30 m²以上)
 - 7 倉庫 2 (10 m²以上)
 - 8 更衣室 1 (10 m²以上)
 - 9 屋外遊技場 1 (100 m²以上)
 - 10 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に適合すること
- ※6～8以外は必須。

【2階に設ける場合の要件】

- (1) 耐火建築物又は準耐火建築物であること
- (2) 常用としてどちらか一つ以上：屋内階段、屋外階段
- (3) 避難用として次のどれか一つ以上
 - ① 建築基準法施行令第123条1項各号又は同条第3項各号に規定する屋内階段
 - ② 待避上有効なバルコニー
 - ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路
 - ④ 避難用：屋外階段
- (4) 保育室等その他乳幼児が出入し、または通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること

【3階に設ける場合の要件】

- (1) 常用は次のどちらか一つ以上
 - ① 建築基準法施行令第123条1項各号又は同条第3項各号に規定する屋内階段
 - ② 屋外階段
- (2) 避難用として次のどれか一つ以上
 - ① 建築基準法施行令第123条1項各号又は同条第3項各号に規定する屋内階段
 - ② 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路
 - ③ 屋外階段
- (3) 常用及び避難用設備が、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 保育室等その他乳幼児が出入し、または通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること
- (5) 調理室以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第122条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。ほか

幼稚園と保育所の基準の比較【職員配置・施設設備等】

事項	幼稚園	保育所																															
職員配置・施設設備	<p>学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならないこととされている。 (学校教育法第3条)</p>	<p>厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営について、最低基準を定めなければならないこととされている。 (児童福祉法第45条)</p>																															
	<p>この規定に基づき、幼稚園を設置するために必要な基準として幼稚園設置基準が定められている。</p>	<p>児童福祉法第45条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準は、この省令の定めるところによる。 (児童福祉施設最低基準第1条)</p>																															
	<p>【職員配置基準】 〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○園長 ○教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○教頭 (ウ) 置くように努める職員 ○養護教諭、養護助教諭、事務職員</p>	<p>【職員配置基準】 〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○保育士 ○嘱託医 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員</p>																															
	<p>〔職員配置数〕 1学級あたり専任教諭1人 (1学級の幼児数は、35人以下が原則)</p>	<p>〔職員配置数〕 0歳児 児童3人につき1人 1、2歳児 児童6人につき1人 3歳児 児童20人につき1人 4、5歳児 児童30人につき1人</p>																															
	<p>【施設基準】 〔備えなければならない施設〕 ○保育室・遊戯室(兼用可) ○職員室・保健室(兼用可) ○便所 ○飲料水用設備 ○手洗用設備、足洗用設備 ○運動場 運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。 (幼稚園設置基準第8条第2項)</p>	<p>【施設基準】 〔備えなければならない施設〕 ○保育室又は遊戯室(2歳以上) ○乳児室又はほふく室(2歳未満) ○医務室 ○便所 ○調理室 ○屋外遊戯場 (近所の公園、神社の境内等で代替可)</p>																															
	<p>〔面積基準〕</p> <table border="1"> <tr> <td>園舎</td> <td>1学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2学級</td> <td>320平方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3学級以上</td> <td>1学級につき100平方メートル</td> </tr> <tr> <td>保育室(遊戯室)</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>1学級</td> <td>330平方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2学級</td> <td>360平方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3学級</td> <td>400平方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4学級以上</td> <td>1学級につき80平方メートル</td> </tr> </table>	園舎	1学級	180平方メートル		2学級	320平方メートル		3学級以上	1学級につき100平方メートル	保育室(遊戯室)	—		運動場	1学級	330平方メートル		2学級	360平方メートル		3学級	400平方メートル		4学級以上	1学級につき80平方メートル	<p>〔面積基準〕</p> <table border="1"> <tr> <td>園舎</td> <td>基準なし</td> </tr> <tr> <td>保育室(遊戯室)</td> <td>幼児1人につき1.98平方メートル</td> </tr> <tr> <td>乳児室</td> <td>乳幼児1人につき1.65平方メートル</td> </tr> <tr> <td>屋外遊戯場</td> <td>幼児1人につき3.3平方メートル(105人(3学級相当)の場合346.5平方メートル)</td> </tr> </table>	園舎	基準なし	保育室(遊戯室)	幼児1人につき1.98平方メートル	乳児室	乳幼児1人につき1.65平方メートル	屋外遊戯場
園舎	1学級	180平方メートル																															
	2学級	320平方メートル																															
	3学級以上	1学級につき100平方メートル																															
保育室(遊戯室)	—																																
運動場	1学級	330平方メートル																															
	2学級	360平方メートル																															
	3学級	400平方メートル																															
	4学級以上	1学級につき80平方メートル																															
園舎	基準なし																																
保育室(遊戯室)	幼児1人につき1.98平方メートル																																
乳児室	乳幼児1人につき1.65平方メートル																																
屋外遊戯場	幼児1人につき3.3平方メートル(105人(3学級相当)の場合346.5平方メートル)																																